

資材価格高騰等に対する特例措置の適用について

- 1 本工事及び業務は、資材価格高騰等に対する特例措置（以下「特例措置」という。）の対象工事及び業務である。

本工事及び業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を当初契約月へ変更するものである。

2 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、設計単価表及び物価資料に単価が掲載されている資材、労務及び機械賃料等とする。
- (2) 上記（1）以外の資材等においては、対象外とする。

3 実施方法

- (1) 発注者は、当初契約締結後、対象工事の設計単価を、当初契約月における最新の設計単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 発注者は、特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、三重県企業庁建設工事設計変更要領（※または三重県企業庁技術管理業務委託設計変更要領）※に基づき、変更契約を行うものとする。
- ※下線部は、対応する変更要領について記載する。
- (4) 変更後の請負代金額等については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：当初契約月の単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、建設工事請負契約書第 26 条※の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

※下線部は、別表－1（企業庁）により対応する契約条項に置き換える。

5 その他

設計単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があります。

別表－１（企業庁）

主な契約書の条項一覧

業務の分類	条 項	
工 事 全 般	建設工事請負契約書の条項	（金銭的保証用） 第 26 条
		（無保証用） 第 26 条
小規模・除草業務全般	維持業務委託契約書の条項	（単価契約の場合用） 第 18 条
		（金銭的保証用） 第 25 条
		（無保証用） 第 25 条
		（単価契約の場合用（雪氷）） 第 18 条
		（金銭的保証用（除草）） 第 25 条
		（無保証用（除草）） 第 25 条
森林整備工事全般	森林整備請負契約書の条項	（金銭的保証用） 第 23 条
		（無保証用） 第 23 条
維持管理業務全般	業務委託契約書の条項	（金銭的保証用） 第 26 条
		（無保証用） 第 26 条
運転管理業務全般	契約書の条項	（三重県企業庁運転管理業務委託等） 第 30 条

※上記以外の契約書を使用する際は、該当契約書の条項を確認すること。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来高部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内

に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。